

別紙 2

1. 広報の対象

利用者が必要とする情報及び指定管理者の運営が適切である旨を明らかにするための情報を公開すること。

(1) 施設に関する広報

施設名所・所在地・管理施設・交通手段

(2) 施設の運営規定に関する広報

施設使用料・使用時間・申込方法・使用可能種目

(3) 施設運営に関する広報

行事予定表（自主事業設定状況・空き状況・優先予約承認状況・休館日）

(4) 施設運営統計に関する広報

2. 広報時期

(1) 利用者が必要とする時期及び頻度で広報を行うこと。

(2) 施設運営上支障が生じない時期に広報を行うこと。

3. 広報の方法

(1) 効果的かつ公平な方法で広報すること。

(2) 利用者間の情報格差を配慮して広報すること。